

平成30年4月20日

各地方陸上競技協会 様

一般財団法人北海道陸上競技協会
専務理事 橋本 秀樹

競技規則の修改正および試合における規則上の留意点について

平成30年度ルール改正に伴い、北海道陸協主催大会の北海道陸上競技選手権大会と国民体育大会北海道代表選手選考競技会につきましては、スタート時のイエローカードの取り扱いを下記のように実施します。競技会が、安全で円滑に実施されますよう、大会要項等に記載し参加の団体に周知していただけますよう、よろしく願いいたします。

記

○競技規則の修改正について

本年度修改正があった内容のうち、スタートに関する条項を抜粋しました。

特に、イエローカード・レッドカードの取り扱いについて下記のように実施します。各地方陸協は競技会での対応を確認し、各競技会の大会要項やプログラム競技注意事項に記載してトラブルにならない

ように事前準備を行って下さい。また、競技会当日にはアナウンスをとおして、監督・選手・観衆等に対しても周知することをお願いいたします。

第162条 スタート

5. 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図で、競技者は一斉にそして遅れることなく完全な最終スタート姿勢をとらなければならない。競技者が位置についた後、何らかの理由でスターターが競技者のスタート手続きが整っていないと感じた場合、スタート位置を離れるよう競技者に命じ、出発係は競技者を再び集合線に整列させなければならない。〔参照 第130条〕競技者が下記の行為をしたと判断したなら、スターターはスタートを中止しなくてはならない。
 - (a) 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図の後で、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がった場合（理由の正当性は審判長によって判断される）。
 - (b) 「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」の合図に従わない、あるいは遅れることなく速やかに最終の用意の位置につかなかつたとスターターが判断したとき。
 - (c) 「On your marks (位置について)」あるいは「Set (用意)」の合図の後、音声や動作、その他の方法で、他の競技者の妨害をしたとき。この場合、審判長は第125条5ならびに第145条2に従い、不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる（同じ競技会の中で2度の規則違反があった場合は失格となる）。この際、グリーンカードを示してはならない。このように特定の競技者に警告を与えた場合やスタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーンカードを提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。

【解説】

- * (C) 音声や動作その他の方法で、他の競技者を妨害したとき
⇒ 従来の「ピク付き動作」が警告（イエローカード）の対象になります。
- * 同じ競技会の中で、2回のイエローカードが出された場合「失格」となり、それ以後の種目に出場することができなくなります。
例) 100m予選で1回目の警告。100m準決勝で2回目の警告
⇒失格。リレーも含め、以後の種目に出場できなくなる。
- * 警告時の所作は、
 - ①審判長からイエローカードが提示されます。
 - ②その後に出場する全種目のスタートリストに「YC」と表示されます。
 - ③2回目の警告が出た場合イエローカード+レッドカードが提示され失格となり、競技から除外されます。
(記録には「YRC」と表示されます。)
- * 日本陸連主催・共催・後援大会、全国大会等では必ず適用されます。
但し、それ以外の競技会では、主催者側の判断で適用方法が任されています。

北海道陸上競技協会主催大会の北海道陸上競技選手権大会と
国民体育大会北海道代表選手選考会では、以下のように実施します。

- ※第162条5 (a) (b) (c) を行った時、イエローカードを示し、警告を与える。
『同一種目で累積2枚のイエローカードを受けた競技者は当該競技を失格とする。』
『それ以後の種目については出場を妨げない。』こととする。